

第9章 自然環境保全対策

第1節 自然環境の現況

大阪の市街地は、人口と産業の集中により急速に拡大し、市街化の波は平野部のみならず大阪を囲む北摂連山、金剛生駒及び和泉葛城の山ろくにまで及ぼうとしている。この結果、昭和38年から昭和48年までの11年間に府域の耕地面積は約15,000ヘクタール、林野面積は4,500ヘクタール減少している。

このような開発は、府域の緑を減少させたばかりでなく、そこに生息する野生動物にも少なからぬ影響を与えている。野鳥についてみると、府域でみられるのは約270種類であるが、その生息分布は、府下を25ブロックに分け、比較的野鳥が多く生息すると思われる36カ所の調査地点で野鳥の数を実測した結果、最大の野鳥天国は東大阪市池島町周辺の耕地で、逆に野鳥が少ないのは河内長野市の岩湧山ろくである。

府下における環境保全区域、鳥獣保護区等の禁猟区の昭和49年度末の状況は、表3—9—1及び表3—9—2のとおりである。

表3—9—1 府下の環境保全区域

(昭和50年3月31日現在)

近郊緑地 保全区域	風致地域	鳥獣保護区	国定公園	保安林
33,532 ^{ha}	3,293 ^{ha}	8,597 ^{ha}	11,708 ^{ha}	9,190 ^{ha}

(注) 近郊緑地保全区域等の面積には、相互にそれぞれ面積の重複がある。

表3—9—2 鳥獣保護区等の設定状況

(昭和50年3月31日現在)

区分	地区数等	地区数	面積
鳥獣保護区	国設	2	836 ^{ha}
	府設	11	7,761
休猟区		5	4,195
銃猟禁止区域		18	7,737

第2節 自然環境保全対策の推進

第1 法律、条例による規制

1 規制の強化

国定公園にあっては、その風致を維持するため公園内の工作物の新築又は増、改築等については「自然公園法」(昭和32年法律等161号)に基づき知事の許可を必要とし、また、近郊緑地保全区域にあっては、無秩序な市街化を防止し、緑地を保全していくため、その保全区域内の工作物の新築若しくは増、改築、宅地の造成、土石の採取等について、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和42年法律第103号)に基づき知事に対する届出が義務付けられている。昭和49年度におけるこれらの法律に基づく工作物の新築、増、改築等の許可及び届出の受理状況は表3—9—3のとおりである。

一方、残り少ない府下の自然環境を開発行為による破壊から守り、更に自然の回復を図っていくため、「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)の制定に伴い、昭和48年3月、「大阪府自然環境保全条例」(昭和48年大阪府条例第2号)を制定、施行し、同条例に基づいて定めた「大阪府自然環境保全条例第31条及び附則第2項の自然環境に影響を及ぼす行為等を定める規則」(昭和48年大阪府規則第107号)により自然環境に影響を及ぼすゴルフ場の建設、住宅地の造成等の開発行為をしようとする場合には、府との間において「自然環境の保全と回復に関する協定」を締結しなければならないものとし、開発行為に厳しい制約を加えることとしている。昭和49年度におけるこの協定の締結状況は表3—9—4のとおりである。なお、鳥獣の保護については、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」(大正7年法律第32号)により狩猟免許等の適正を期すことにより鳥獣資源の保護に努めている。

表3—9—3 国定公園等における工作物の新築等の許可・届出状況
(昭和49年度)

許可等の内容	区分	
	国定公園	近郊緑地 保全区域
建築物・工作物の新築	58 件	60 件

建築物・工作物の改築	3	5
工作物の増築	2	5
土地形状の変更 工作物の新築	2	3
木竹の伐採 土地形状の変更 土工の更新	3	3
土地形状の変更	10	11
木竹の伐採 土地形状の変更	0	1
土石の採取	14	32
木竹の伐採	0	1
土地形状の変更 建築物の増築	1	1
合計	93	122

表3-9-4 府自然環境保全条例に基づく協定締結状況（昭和49年度）

行為の内容	締結の区分	締結済	事前協議中	合計
ゴルフ場の建設		4件	3件	7件
住宅地の造成		19	21	40
事務所・事務所の敷地の造成		3	3	6
レクリエーション施設の敷地の造成		0	4	4
墓地の造成		0	1	1
業として行う廃棄物の埋立処分（事業者が自から行う廃棄物の埋立処分を含む）		2	2	4
業として行う土石の採取		20	27	47
合計		48	61	109

2 自然環境の保全と回復に関する基本方針の決定

府域における自然環境の保全と回復については、府自然環境保全条例第10条の規定に基づき、昭和49年9月、「自然環境の保全と回復に関する基本方針」を決定した。この基本方針は、大阪府自然環境保全審議会の答申に基づき決定、告示したものである（昭和49年大阪府告示第1463号）。

基本方針の概要は次のとおりである。

- (1) 自然に対する考え方と府域の自然環境状況の認識としては、大阪の自然の様相は放置できない状況にあるが、われわれは、人間活動を自然のバランスに影響しない範囲にとどめ、子孫が良好な自然環境のもとに生存できるよう適切な手段を講じる責任がある。このため、自然環境の保全と回復を人間活動のなかで最優先して考慮すべきであるとし、府域の自然環境の生成過程、自然破壊の現況とその悪化の原因を認識するとともに、行政機関はもとより企業者及び府民の自然環境の保全のための努力を求めている。
- (2) 自然環境の保全と回復に関する基本構想としては次の6項目を基本目標としている。
 - ア 府域の3分の1以上を森林等の緑被地として確保する。
 - イ すぐれた自然地域及びその付近の自然環境保全上必要な地域を保全地域に指定し保護する。
 - ウ すべての開発は、自然環境保全の立場を優先し、自然環境の破壊を必要最少限にとどめる。
 - エ 現存する自然の質を高め、より環境調節力の強い自然度の高い状態への改良を図る。
 - オ 市街地、荒廃地など自然環境の乏しい地域は、地域植生に見合った緑化を推進し、積極的に自然環境の回復を図る。
 - カ 農林漁業が自然環境の保全に果している役割を重視し、現にその安定を阻害している要因の除去と積極的な振興施策の推進に努める。
- (3) 規制地域設定の方針については、それぞれ、府自然環境保全地域、府緑地環境保全地域、自然環境回復地域についての指定方針及びそれらの保全施策を基本事項として示すとともに、保全地域以外の地域についても必要な措置を講じるものとしている。

3 監視体制の強化

自然公園区域及び近郊緑地保全区域を中心とする自然環境の保全の監視体制の一環として、府自然環境保全条例に基づく自然環境保全指導員200名、また、鳥獣保護員24名及び狩猟監視員85名を任命し、環境庁自然保護局長から任命された自然公園指導員20名とあわせて、府域における自然環境の保全と回復に関する監視、状況報告、自然保護思想の普及及び地域緑化の指導に当たっている。

4 鳥獣捕獲禁止の休猟区の設定等

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づき、一定期間鳥獣の捕獲を禁止する休猟区、危険防止のための銃器による鳥獣の捕獲を禁止する銃猟禁止区域を新たに設定したほか、激減するオスジカを保護するため、3年間府下一円においてその狩猟を禁止するなど、鳥獣保護事業の推進と鳥獣保護思想の普及を図った（表3-9-5）。

表3-9-5 休猟区等の設定状況（昭和49年度）

区分	地域	面積	設定期間	新設、更新の区分	告示年月日
休 猟 区	柏 原	1,900 ^{ha}	昭49. 11. 1 から 52. 10. 31まで	新 設	昭49. 8. 26
銃 猟 禁 止 区 域	千早赤阪	925	昭49. 11. 1 から 56. 10. 31まで	〃	昭49. 9. 20

第2 自然環境の保全事業の実施

1 自然環境の現況等調査の実施

今後における自然環境の保全、回復行政を推進していくための基礎資料を得ることを目的として、次のような調査を実施した。

- (1) 堺市ほか37市町村（全域が市街化区域となっている市町村を除く。）における土地利用形態及び土地利用規制の現況調査
- (2) 府下3山系（北摂連山、金剛生駒及び和泉葛城）における自然環境の破壊の現況調査（斜カラー写真鳥かん撮影）
- (3) 野生鳥獣の生息状況の調査（府下25ブロック・36カ所の時点調査）
- (4) 土石採取の跡地の回復方法（法面緑化（土質、勾配、植物材料及び工法の別））

に関する調査

(5) 北生駒山系の国道163号沿いの土砂採取の跡地の回復及び利用に関する調査

2 金剛生駒国定公園自然遊歩道の整備等

自然破壊の著しい金剛生駒国定公園について、緑地の保全と集約的なレクリエーション利用について検討を加え、次のとおり、その自然の保護と回復に努めた。

- (1) 東海道自然歩道のミニ版として、金剛生駒国定公園の南部地区に全長50kmの遊歩道を整備した（これらの沿道から金剛石のとれることから「ダイヤモンド・トレール」と名付けている。これは大阪府と奈良県が昭和45年度から進めてきた共同事業である。）。
- (2) 自然公園等の利用は、府民の身近かな憩いの場として年々その利用者が増加するに伴い、ごみ、空缶などの処理作業が増加している。これらの清掃作業の実施を茨木市ほか11市町村に対し、自然公園施設清掃事業として委託し、自然公園の風致景観の保持に努めた。

(3) 金剛山自然教室の開設

公園整備の一環として、公園利用者に対し自然保護思想の普及を図るため、既設の箕面自然教室のほかに金剛山自然教室を設置した。

3 鳥獣保護施設の整備

府下の小・中学校のうち53校を愛鳥モデル校に指定し、野鳥病院を設け、野生鳥獣の生態観察、放鳥を奨励した。また、東大阪市内の府民の森に8ヘクタールの小鳥の森の造成事業を行った。

4 緑化推進事業の実施

これまで府下の山林地域において治山、治水をかねて造林事業を推進して緑の増進に努めてきたが、更に市街地における緑を保全するため、緑化樹を配付することとし、地域緑化の一環として、ヤナギ、クス、カシ、イヌツゲ、ツツジ、サツキなど30万本を市町村、教育施設等に配付した。

また、堺市及び茨木市に桜苗1万本を配付して街の緑の拠点となる小樹林地、「桜の苑」2ヘクタールを造成した。

更に保安林整備事業の推進、第2次林業構造改善事業の実施、林道整備拡大造林などの森林造成、府行保全林の整備による緑地の保全に努めた。

第3 自然環境保全審議会の審議状況

自然環境保全法の制定に伴い、自然環境保全審議会が都道府県の必置機関とされたので、「大阪府自然環境保全審議会条例」(昭和48年大阪府条例第3号)を制定し、自然環境保全審議会を設置した。その構成は、委員30名(学識経験者16名、府議会議員8名、市町村長6名)及び幹事15名である。

昭和49年度における審議会に対する諮問事項及びその審議状況は次のとおりである。

- (1) 自然環境の保全と回復に関する基本方針(昭和48年7月30日諮問)については、昭和49年7月11日、「自然環境の保全と回復に関する基本方針について」のとおりの答申を得た(審議回数3回)。
- (2) 「オスジカの捕獲禁止について」(昭和49年9月18日諮問)については、同日答申を得た(審議回数1回)。